

事業ごみの処理



お知らせ

事業活動により生じる一般廃棄物の1日の排出量が5^{ロキ}以上または1カ月の平均排出量が50^{ロキ}以上の場合、事業者は次のいずれかの方法で適正に処理してください。

- ① 一般廃棄物処理基準に従って、自らが処理施設を建設し、処理する（自家処理）。
- ② 自ら一般廃棄物を該当の処理施設まで搬入する。

※ 一般廃棄物が発生する地域ごとに、搬入する処理施設が定められていますのでご注意ください。

③ 一般廃棄物処理許可業者に、収集、運搬、処分を委託する。

※ 一般廃棄物が発生する地域ごとに委託できる許可業者が異なります。該当する地域の許可業者に収集を委託してください。

問い合わせ先 市役所本庁舎生活環境課 ☎(0857)20-3217 / 各総合支所市民生活課 (16ページ上段参照)

資源ごみの持ち去り

最近、ごみステーションに出したアルミ缶などの資源ごみ

が、市が収集する前に持ち去られています。資源ごみは、市の清掃事業費の財源の一部であり、限りある資源として有効利用しています。持ち去りを目撃した人は、連絡してください。

第8次鳥取市総合計画
市民アンケート調査結果

鳥取市では、平成18年度からスタートする第8次総合計画の策定にあたり、市民のみなさんが市の現状をどのように思い、将来のまちづくりを何を望んでいるかなどを調査するアンケートを、15歳以上の市民4000人を対象に実施しました。回収率は47・5%でした。

調査結果では、特に「海・山・川などの恵まれた自然環境」を誇りに思っているといった回答が多く寄せられ、自然環境に対する市民の関心が高まっていることなどがわかりました。

今後は、このアンケート結果を市民のみなさんのご意見が集約された貴重な資料として、新

しい総合計画策定に活用させていただきます。

調査にご協力いただきました。また、多くの市民のみなさん心からお礼申し上げます。

なお、詳細なアンケート結果については、本庁舎・駅南庁舎の総合窓口、各総合支所の窓口でご覧いただけるほか、鳥取市ホームページ（2ページ下段参照）でもご覧いただけます。

問い合わせ先 市役所本庁舎総合計画策定チーム ☎(0857)20-3168

公募（企画提案方式）による
スポーツ施設運営事業者の決定

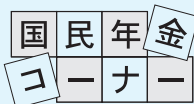
鳥取市役所駅南庁舎6階の既存スポーツ施設の運営事業者を公募した結果、次の事業者が運営することになりました。

なお、オープンは、5月30日（月）です。

事業者 株式会社 パジャスポーツ

問い合わせ先 市役所本庁舎財産管理課 ☎(0857)20-3112

学生のみなさん、
学生納付特例制度の申請は
お済みですか？



20歳から60歳までのすべての人は、国民年金に加入しなければなりません。学生のみなさんも20歳になると国民年金に加入し、保険料を納付することが義務づけられています。

ただし、次の学校に在学している学生のうち、本人の前年所得が68万円（給与収入が133万円）以下であれば、学生納付特例制度が利用できます。学生納付特例の承認を受けると、承認された期間の保険料は納付が10年猶予され、万一の事故や病気で障害が残ったときでも一定の要件を満たしていれば障害基礎年金が受けられます。

毎年度、申請が必要です。

<対象となる学校>

大学（大学院）、短大、高校、専門学校、専修学校および各種学校

<申請に必要なもの>

- 学生証または在学証明書（申請する年度に証明されたもの）
- 印鑑（代理の方が申請された場合のみ）

※ 4月分から、この制度の利用を希望される人は、5月末までに申請してください。

■ 問い合わせ先 鳥取社会保険事務所 ☎(0857)27-8311
市役所駅南庁舎保険年金課 ☎(0857)20-3484